

ホームページ作成支援事業

～ホームページ作成費用の一部を補助します！～

◆交付対象者

- 区内中小企業者
- 区内中小企業者10社以上によって組織された団体
- 区内中小企業者となる予定の「起業予定者」

※区内中小企業者=個人事業主の場合は区内に主たる事業所があるもの。法人の場合は区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

◆補助対象経費

新たに開設する独自のホームページの作成にかかる外部委託経費

※既に開設しているコンテンツの変更及び更新、パソコン、通信経費等の設備、管理にかかる費用は対象外

※作成するホームページが、他の管理するウェブサイト（ショッピングサイトやブログサイト等）の一部であるものは対象外

◆補助金額

補助対象経費（税抜）の2分の1以内で、上限5万円

※千円未満は切捨て

※同一補助対象者に対する補助金の交付は、年度にかかわらず1回を限度とします。

◆受付期間

平成31年2月28日（木）までに書類を揃え、窓口にお越しください。

※申込多数の場合は、年度途中でも申込みを打ち切る場合がございます。

◆手続き方法

次頁「補助金交付の流れ」参照

◆注意事項

- ・次頁「1 交付申請」は、ホームページを一般公開（アップロード）する前に行ってください。
- ・次頁「1 交付申請」と同一年度内にホームページを開設し、経費の支出を行い、「3 事業完了報告」を行ってください。
- ・本補助金の申請者には、「としま企業支援サイト <http://www.city.toshima-kigyo.jp/>」へのご登録をして頂きます。※登録は無料です。

◆問合せ先・受付窓口

豊島区 文化商工部 生活産業課 商工グループ

住所：豊島区南池袋2-45-1

電話：03-4566-2742 / FAX 03-5992-7088 / A0029099@city.toshima.lg.jp

URL：http://www.toshima-biz.com/03_hojokin_hp.html

補助金交付の流れ

- ホームページ作成支援事業 -

1 交付申請

申請者は区に以下書類を提出し、補助金交付の申請を行って頂きます。（窓口へ持参のみ）

<必ずHP完成前に申請して下さい!!>

ホームページ作成の準備段階か、作成を開始していても一般公開（アップロード）前に上記「1交付申請」を

- ① 補助金交付申請書【ダウンロード可※】
- ② 事業計画書【ダウンロード可※】
- ③ 見積書の写し（2社以上）
- ④ 下表の中のいずれかを提出（写し可）

	原則	起業1年未満
個人事業主	個人事業税納税証明書（非課税の場合は確定申告書）	個人事業の開廃業等届出書（税務署の受付印のあるもの）
法人	法人都民税・事業税の納税証明書（または非課税証明書）	履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
区内中小企業者で組織された団体	団体の規約及び会員名簿	
起業予定者	以下「3事業完了報告」までに本表の中のいずれかを提出	

- ⑤ 会社案内（会社名、代表者名、所在地、連絡先、事業内容がわかるもの）
※ただし、【法人】履歴事項全部証明書の写し、【個人】開業・廃業等届出書の写しでも可

2 交付決定通知

区は書類を審査し、補助対象となれば「補助金交付決定通知書」を送付します。

<交付決定通知を受取後一般公開（アップロード）して下さい!!>

3 事業完了報告

申請者は区に以下書類を提出し、ホームページ作成完了の報告を行って頂きます。（持参・郵送どちらでも可）

- ① 事業完了報告書【ダウンロード可※】（押印は「1交付申請」と同じ印をお願いします）
- ② 補助金請求書兼口座振替依頼書【ダウンロード可※】
- ③ 収支報告書（様式は任意）【ダウンロード可※】
- ④ 請求書 **及び** 補助対象経費の支払いが確認できるものの写し（振込明細書・領収書等）
- ⑤ としま企業支援サイト掲載申込書（「2交付決定通知」にて同封しております）

4 交付確定通知

区は書類を審査し、「補助金額確定通知書」を送付します。

振込まで1か月程度かかることがあります。ご了承下さい。

5 補助金振込

区は補助金請求書に記入された口座に補助金を振り込みます。

※【ダウンロード可】とある書類については、以下ホームページから様式がダウンロードできます。
「 としまビジネスサポートセンター補助金 http://www.toshima-biz.com/O3_hojokin_hp.html 」